

令和4年度久留米市GIGAスクールサポーター事業業務委託 仕様書

1 目的

本仕様書は、久留米教育委員会（以下、「教育委員会」という。）及び久留米市立学校（以下、「学校」という。）が、GIGAスクール構想等に則り、誰ひとり取り残さない個別最適化・協働化された授業を確実に効果的、円滑かつ持続的に提供し続けるため、必要となる教育ICTに関する様々な環境の整備と運用に関する支援を教育委員会及び学校に対し行うことを目的として、GIGAスクールサポーター（以下、「サポーター」という。）を配置する業務委託を行うもの。

【久留米市におけるGIGAスクール構想等に基づく教育ICT環境の整備状況】

区分	校内情報通信ネットワーク	端末
整備状況	全ての市立学校に Wi-Fi 環境を整備	児童生徒用及び教員用端末を整備
対象校種	小、中、特支、高	小、中、特支、高(3人に1台)
整備内容	【Wi-Fi 整備対象教室等】 普通教室(特別支援学級含)、特別教室(理科室)、体育館、職員室 【回線・LAN】 学習系LAN回線として各学校に追加整備(既存の校務系LAN回線等との分離整備)	【整備端末(小・中)】 ○端末：Chromebook ○児童生徒・教員1人に1台 【整備端末(高)】 ○端末：Chromebook ○生徒3人に1台 【整備端末(特支)】 ○端末：iPad ○児童生徒・教員1人に1台

※久留米市の整備状況の詳細は、「仕様書別紙_久留米市におけるGIGAスクール関連環境について」を参照のこと。

2 委託期間

令和4年4月11日から令和4年6月30日まで(令和4年度暫定予算期間)
ただし、本予算議決後は令和5年3月31日までとする。

3 業務内容

サポーターは、専門的知見に基づき、教育委員会及び学校と連携・調整をし

ながら、久留米市立学校の教職員並びに児童生徒及び久留米市教育委員会職員に対して、主に以下の業務を担う。

(1) 操作方法・管理方法等の周知

教育委員会より提供する各マニュアルに基づき、各学校に対し操作方法及び管理方法等の周知を行うこと。なお、実施にあたっては教育委員会が別に設置するヘルプデスクと連携を図ること。

①端末の操作方法に関する周知

*以下の点を踏まえ実施すること。

- ・各学校のICT推進リーダーに指名された教員との連携を図ること。
- ・実際の活用現場（教材づくり等の学習準備や授業）での支援を行うこと。

②ネットワーク及び端末の管理方法に関する周知

*各学校の教育ICT活用コーディネーターに指名された教員（主幹教諭等）向けの研修。

(2) 授業づくり支援

ICTを活用した授業づくりの支援を行うこと。

(3) 各種マニュアルの改訂

上記(1)及び(2)等を進める中で、必要に応じて、教育委員会より提供した各マニュアルの加筆・修正等の改訂を行うこと。

①教員向け利用マニュアル

②児童・生徒向け利用マニュアル

(4) 月次報告

○月間の業務内容等(*)を明記した業務報告書を翌月10日（休日の場合は翌開庁日）までに提出すること。

*事務所や学校訪問時の従事した業務内容について記録すること。

特に、学校訪問時の訪問した学校名・学年・組・訪問日時・訪問者名（研修等を行った場合の対象者）等を記録すること。

○業務報告会を月1回開催し下記項目等の報告・分析・提案を行うこと。

・各種対応状況（日時・曜日、学校、支援者、内容等）

・各教員の現状・課題・解決案等

(5) その他サポート

上記以外で、GIGAスクール構想を推進する上で必要なサポートを行うこと。

4 サポーターの配置

(1) サポーターの要件

- ①サポーターは、「3 業務内容」を履行できる人物であること。
- ②特に、次の要件を満たす人物であること。
 - ICT 機器（特に Chromebook）の運用管理・活用に関する知識・経験を有する者
 - ICT 機器や Google Workspace for Education、iPad の各アプリケーション等に関する知識・技術についての情報収集に意欲的に取り組むとともに、積極的に教員等と情報共有を図ることのできる者
 - 学校現場の特性を理解するとともに高い人権意識を有し、言葉遣いや身なりに注意を払いながら、教員等との適切なコミュニケーションを通じ、ICT を活用した授業改善に向けて協力や支援、研修等が円滑に実施できる者
 - 望ましい人材としては、
 - ・ Google 認定教育者レベル 1 以上の保有者又は同資格の取得予定者
 - ・ 上記類似資格の保有者
 - ・ 学校現場で ICT 支援員等としての勤務経験を有する者

(2) サポーターの業務体制

①配置人数

- 4名以上での対応。（うち、各学校を巡回するサポーターは通年で3名以上対応。）
- 巡回サポーターのうち、最低1名は専任サポーターとし、事業の管理監督を担うこと。

②配置場所

- 各学校への訪問巡回や、サテライトでの支援等を実施。
- 打合せや研修等の際は、久留米市教育ICT推進課に参集すること。

③配置日・配置時間（原則）

- 土日祝日・夏季休業期間・冬季休業期間を除く月曜日から金曜日までの9時00分から18時00分まで（うち休憩1時間）を原則とする。
- 事業を進める中で、必要に応じて上記外の配置日・配置時間での配置（振替等）について個別調整を行う場合がある。

④配置期間

令和4年4月11日から令和4年6月30日まで(令和4年度暫定予算期間)

- *ただし、本予算議決後は令和5年3月31日までとする。
- *必要に応じ、配置開始日は契約時に受託者と調整が可能。

⑤その他

- 事業者は、配置したサポーターへの教育・サポートを確実にを行い、事業期間中、サポーターの専門的知見に不足等が生じた場合は、必要な支援を行うこと。
- 事業者は、トラブル等が発生した際に迅速に対応できる管理体制を整備し、病気や怪我、事故等のやむを得ない事由により、サポーターが休暇を取得する場合は、代替のサポーターにより業務を履行するなど、即時に対応すること。

5 経費等

- (1) 本事業に要する費用は、全て提案価格に含むこと。
- (2) 使用する端末など、サポーターが本業務を遂行する上で必要な機材や経費は受託者が負担すること。
- (3) 配置先や訪問先へ移動する際に車両等を用いる場合など、サポーターの移動に関する経費は受託者が負担すること。また、移動の際に事故等があった場合は、受託者の責任において一切の処理を行うこと。なお、本業務の従事中に事故等が発生した場合は直ちに教育委員会に報告すること。
- (4) 受託者の瑕疵により、教育委員会及び学校のICT機器等に故障等の損害を与えた場合は、受託者が当該機器の修繕等に係る経費を負担すること。
- (5) 受託期間中は、受託業務全般を把握し、教育委員会との連絡調整やサポーターへの支援・指導を行う担当者を社内に配置すること。

6 法令遵守・著作権

- (1) 本導入の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）、久留米市情報セキュリティ規則（平成15年久留米市規則第50号）、久留米教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米教育委員会規則第2号）等の関連法令を遵守しなければならない。
- (2) 提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

- (3) 本業務に関する新規作成物については、教育委員会に帰属することとする。但し、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、教育委員会は使用許諾を与えられたこととする。

7 基本事項

業務の遂行にあたっては、次に掲げる基本事項のほか、久留米市が定める基準に従って行うものとする。

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の管理に関して久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

- 受託者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。
- 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、またはほかの目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 業務委託完了報告

本事業の終了後、以下の書類を教育委員会へ提出すること。

- 業務委託完了報告書
- 上記の他、受託者が本業務を実施するにあたり作成した資料又は完成した書類等のうち、教育委員会が必要と認めたもの（電子データファイルを含む）。

(4) 文書の管理保存

受託者は、本導入の実施に関して作成又は取得した文書、図書、写真及び電子媒体は、久留米市の文書管理に関する規定を参考に、適正に管理・保存しなければならない。

(5) 環境への配慮

受託者は、本導入の実施に関して久留米市の環境方針を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 本導入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本導入の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 教育委員会は、配置されたサポーターが次のいずれかに該当し資質に欠けると判断した場合は、事業者に対し当該サポーターに対する指導又は交代を求めることができる。この場合、受託者は当該サポーターに対して速やかに指導を行うとともに、指導しても改善の見込みがない場合は交代の措置を行うなど、最大限の対応を行うものとする。
 - ①法令等に違反した場合
 - ②専門的知見が不足しており、上記4（1）に掲げるサポーターの要件に適合しないと判断される場合
 - ③サポーターとして相応しくない行為があった場合
 - ④勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
 - ⑤配置時に書類に記載された事項に虚偽が認められた場合
- (3) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (4) 本導入において不明な点やこの仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、久留米市と協議のうえ定めるものとする。

【別紙】久留米市立学校一覧（計64校）

○小学校（44校）

学校名	住所
小01 西国分小学校	久留米市諏訪野町 1972-1
小02 荘島小学校	久留米市荘島町 19-4
小03 日吉小学校	久留米市日吉町 77-1
小04 篠山小学校	久留米市篠山町 270-1
小05 京町小学校	久留米市京町 256
小06 南薫小学校	久留米市南薫西町 1951-1
小07 鳥飼小学校	久留米市梅満町 977
小08 長門石小学校	久留米市長門石 3丁目 9-12
小09 小森野小学校	久留米市小森野 5丁目 21-23
小10 金丸小学校	久留米市原古賀町 28-2
小11 東国分小学校	久留米市国分町 444-1
小12 御井小学校	久留米市御井町 599-2
小13 南小学校	久留米市南 2丁目 16-1
小14 合川小学校	久留米市合川町 471-1
小15 山川小学校	久留米市山川追分 2丁目 10-2
小16 上津小学校	久留米市上津町 1923-3-1
小17 高良内小学校	久留米市高良内町 523-1
小18 宮ノ陣小学校	久留米市宮ノ陣町大杜 393-1
小19 山本小学校	久留米市山本町耳納 90
小20 草野小学校	久留米市草野町矢作 496-1
小21 安武小学校	久留米市安武町武島 776-1
小22 荒木小学校	久留米市荒木町荒木 1500
小23 大善寺小学校	久留米市大善寺町夜明 1268
小24 善導寺小学校	久留米市善導寺町与田 450
小25 大橋小学校	久留米市大橋町合楽 1081
小26 青峰小学校	久留米市青峰 2丁目 7-1
小27 津福小学校	久留米市津福今町 472-31
小28 船越小学校	久留米市田主丸町船越 190
小29 水縄小学校	久留米市田主丸町石垣 889
小30 田主丸小学校	久留米市田主丸町田主丸 318
小31 水分小学校	久留米市田主丸町常盤 1118-1
小32 竹野小学校	久留米市田主丸町竹野 1823-1
小33 川会小学校	久留米市田主丸町以真恵 274-1

小 34	柴刈小学校	久留米市田主丸町八幡 830-1
小 35	弓削小学校	久留米市北野町高良 1801
小 36	北野小学校	久留米市北野町中 520-1
小 37	大城小学校	久留米市北野町大城 121-1
小 38	金島小学校	久留米市北野町八重亀 164
小 39	城島小学校	久留米市城島町城島 320
小 40	江上小学校	久留米市城島町江上 331
小 41	青木小学校	久留米市城島町上青木 825
小 42	西牟田小学校	久留米市三瀧町西牟田 4410
小 43	犬塚小学校	久留米市三瀧町玉満 1871
小 44	三瀧小学校	久留米市三瀧町高三瀧 492

○中学校（17校）

学校名		住所
中 01	城南中学校	久留米市城南町 11-4
中 02	江南中学校	久留米市梅満町 637-3
中 03	櫛原中学校	久留米市東櫛原町 1286-1
中 04	牟田山中学校	久留米市南 2 丁目 16-2
中 05	諏訪中学校	久留米市東町 250-1
中 06	良山中学校	久留米市山川町 37-2
中 07	明星中学校	久留米市高良内町 4482-1
中 08	宮ノ陣中学校	久留米市宮ノ陣町五郎丸 1551-1
中 09	荒木中学校	久留米市荒木町荒木 1918-1
中 10	筑邦西中学校	久留米市大善寺町宮本 385-1
中 11	屏水中学校	久留米市山本町耳納 1069-1
中 12	青陵中学校	久留米市藤山町 1731-10
中 13	高牟礼中学校	久留米市高良内町 3361
中 14	田主丸中学校	久留米市田主丸町田主丸 65-1
中 15	北野中学校	久留米市北野町塚島 277
中 16	城島中学校	久留米市城島町檜津 1354-1
中 17	三瀧中学校	久留米市三瀧町玉満 2705

○特別支援学校（1校）

学校名		住所
特支 01	久留米特別支援学校	久留米市南 1 丁目 2-1

○高等学校（2校）

学校名	住所
高01 南筑高等学校	久留米市御井町 1498-1
高02 久留米商業高等学校	久留米市南1丁目 1-1

○教育センター

施設名	住所
教育センター	久留米市南1丁目 8-1

【参考】 通常運用時・不具合等発生時の基本的な流れ（イメージ）

(運用保守業務受託事業者)

